

資 料

(令和 8 年度 第 3 回上越市地域公共交通活性化協議会)

上越市営バス（自家用有償旅客運送 交通空白地有償運送） 令和５年度～令和７年度の利用概況

管轄区域		大島区 ※2	牧区	頸城区	板倉区 ※3	名立区
路線 ※1		・ 旭線 ・ 菖蒲線 ・ 大島区予約型 コミュニティ バス	・ 宇津俣線 ・ 高谷・平山線 ・ 坪山線 ・ 牧区予約型コ ミュニティバス	・ 大池線	・ 板倉区予約型 コミュニティ バス	・ 東飛山線
車両台数（代車登録含む） ※1		7	5	23	3	7
R5 年度	走行キロ（km）	90,422	51,736	33,097	71,553	90,371
	輸送人員（人） ※4	6,552	6,744	8,670	23,897	37,311
	運送回数（回） ※4		1,260			
	運送収入（千円）	288	401	20	369	673
	事故件数	0	0	0	1	0
R6 年度	走行キロ（km）	37,049	55,490	33,079	71,546	91,912
	輸送人員（人） ※4	3,823	5,528	8,978	24,657	29,700
	運送回数（回） ※4	1,113	1,421			
	運送収入（千円）	249	449	26	362	601
	事故件数	1	1	1	1	0
R7 年度	走行キロ（km）	36,656	54,239	32,505	36,938	95,270
	輸送人員（人） ※4	3,165	5,122	8,398		26,643
	運送回数（回） ※4	1,135	1,240		3,596	
	運送収入（千円）	370	571	13	815	837
	事故件数	0	0	0	0	0

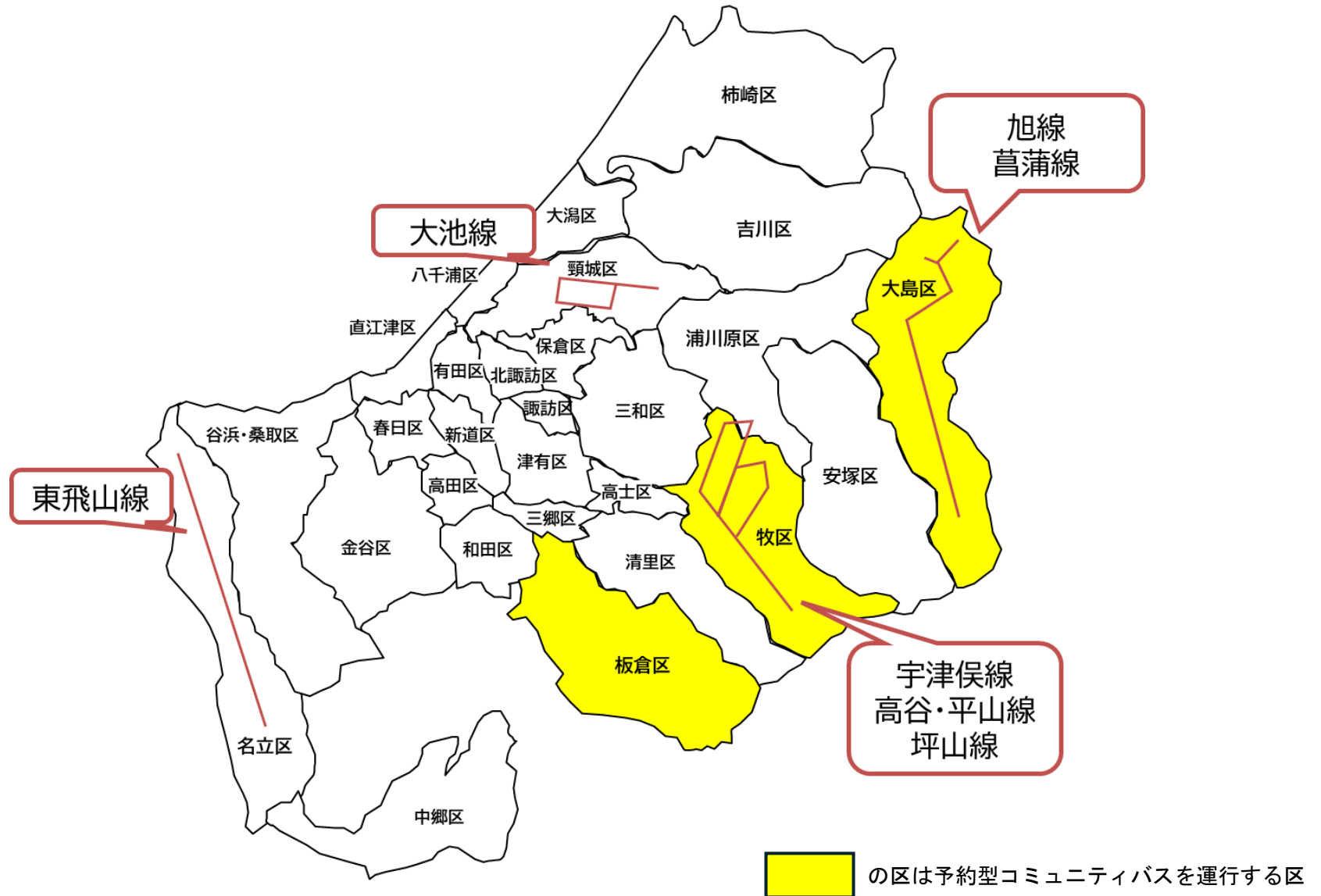
※1 路線ならびに車両台数は、令和８年７月末現在のもの

※2 大島区は、令和６年度から予約型コミュニティバスを運行開始 令和５年度までは旭線と菖蒲線のみ

※3 板倉区は、令和７年度から予約型コミュニティバスを運行開始 令和６年度までは上関田線と山寺薬師・菰立線として定時便を運行

※4 輸送人員又は運送回数について、路線を定めて運行する路線（定時便）は輸送人数、運送の区域を定めて行う路線（予約型コミュニティバス）は運送回数を記載している

上越市営バス 運行路線 イメージ図



上 交 第 号
令和 年 月 日

新潟県知事 殿

名 称 上越市
住 所 新潟県上越市木田 1 丁目 1 番 3 号
代表者の氏名 上越市長 小菅 淳一

自家用有償旅客運送の更新登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の有効期間の更新を行いたいので、道路運送法第 79 条の 6 及び同法施行規則第 51 条の 10 の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名

上越市
新潟県上越市木田 1 丁目 1 番 3 号
上越市長 小菅 淳一

2. 登録番号

北新市交第 9 号

3. 自家用有償旅客運送の種別

交通空白地有償運送

4. 路線又は運送の区域

(1) 路 線

	起 点	主たる経過地	終 点	キ ロ 程	備考
1	農協前	宇津俣	農協前	18.8	
2	牧中学校	高谷	農協前	25.4	
3	牧中学校	南坪山	コミュニティプラザ	22.1	
4	藤尾	ほくほく大島駅	岩倉	15.6	
5	菖蒲高原線入口	ほくほく大島駅	総合事務所前	14.7	
6	海洋センター前	大池いこいの森駅	海洋センター前	23.2	
7	うみてらす名立前	宝田小学校前	東飛山	13.8	

自動運行旅客運送（特定自動運行旅客運送を除く。）又は特定自動運行旅客運送を行う路線については、備考欄にそれぞれ明記すること

(案)

(2) 運送の区域

区 域	備 考
上越市大島区	
上越市牧区	
上越市板倉区	

自動運行旅客運送（特定自動運行旅客運送を除く。）又は特定自動運行旅客運送を行う運送の区域については、備考欄にそれぞれ明記すること

5. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置
大島区総合事務所	新潟県上越市大島区岡 3320 番地 3
牧区総合事務所	新潟県上越市牧区柳島 522 番地
頸城区総合事務所	新潟県上越市頸城区百間町 636 番地
板倉区総合事務所	新潟県上越市板倉区針 722 番地 1
名立区総合事務所	新潟県上越市名立区名立大町 365 番地 1

6. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の 名称	保有 区分	バ ス		普通自動車 (軽)		合 計	
大島区総 合事務所	保有	5		2 (1)		7 (1)	
		自動運行	特定自動運行	自動運行	特定自動運行		
	持込		※	()	※		※
		自動運行	特定自動運行	自動運行	特定自動運行		
	合計	5		2 (1)		7 (1)	

(案)

牧区総合事務所	保有	3		2 ()		5	
		自動運行	特定自動運行	自動運行	特定自動運行		
	持込		※	()	※ ()		※
		自動運行	特定自動運行	自動運行	特定自動運行		
	合計	3		2 ()		5	
頸城区総合事務所	保有	5		1 ()		6	
		自動運行	特定自動運行	自動運行	特定自動運行		
	持込		※ 17	()	※ ()		※ 17
		自動運行	特定自動運行	自動運行	特定自動運行		
	合計	22		1 ()		23	
板倉区総合事務所	保有			3 ()		3	
		自動運行	特定自動運行	自動運行	特定自動運行		
	持込		※	()	※ ()		※
		自動運行	特定自動運行	自動運行	特定自動運行		
	合計			3 ()		3	
名立区総合事務所	保有	5		2 ()		7	
		自動運行	特定自動運行	自動運行	特定自動運行		
	持込		※	()	※ ()		※
		自動運行	特定自動運行	自動運行	特定自動運行		
	合計	5		2 ()		7	

軽自動車については、() 内に内数で記載すること

自動運行旅客運送（特定自動運行旅客運送を除く。）又は特定自動運行旅客運送の用に供する自動車については、それぞれ「自動運行」欄又は「特定自動運行」欄内に内数で記載すること

事業用自動車については、※欄に記載すること

(案)

7. 運送しようとする旅客の範囲

上越市民・観光旅客・その他上越市を来訪する者

8. 路線又は運送の区域ごとの対価の額
(必要に応じ関係資料を添付のこと)

別紙のとおり

~~9. (事業者協力型自家用有償旅客運送の場合) 協力事業者の氏名又は名称及び住所~~

10. 添付書類

~~(1) 定款又は寄付行為、登記事項証明書、役員名簿~~

(2) 路線図

(3) 法第79条の4第1～4号に該当しない旨を証する書類

(4) 地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類

(5) 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類

(6) 運転者が必要な要件を備えていることを証する書類

(7) 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類

(8) 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類

(9) 事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類

(10) 自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類

(11) 登録証

~~(12) (自動運行旅客運送を行おうとする場合) 当該自動運行旅客運送の用に供する自家用有償旅客運送自動車の自動運行装置に係る使用条件が記載された書類~~

~~(13) (特定自動運行旅客運送を行おうとする場合) 当該特定自動運行旅客運送に係る道路交通法第75条の12第1項の許可の見込みに関する書類~~

上 交 活 第 号
令和 年 月 日

新潟県知事 殿

地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類

申請のあった自家用有償旅客運送については、下記のとおり地域公共交通会議等において、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域住民等の旅客輸送を確保するために必要であるとの協議が調ったので、その旨証明します。

記

1. 自家用有償旅客運送の種別
交通空白地有償運送
2. 地域公共交通会議等の名称及び対象市町村
(名 称) 上越市地域公共交通活性化協議会
(対象市町村) 上越市
3. 地域公共交通会議等にて協議が調った年月日
令和 年 月 日
4. 運送主体の名称、住所、代表者の氏名
(名 称) 上越市
(住 所) 新潟県上越市木田 1 丁目 1 番 3 号
(代表者の氏名) 上越市長 小菅 淳一
5. 調った協議の内容
 - (1) 路線又は運送の区域
路 線：旭線、菖蒲線、宇津俣線、高谷・平山線、坪山線、大池線、東飛山線
運送の区域：上越市大島区、上越市牧区、上越市板倉区
 - (2) 旅客から収受する対価（対価の内容を添付すること）
別紙のとおり
 - (3) 運送しようとする旅客の範囲
上越市民・観光旅客・その他上越市を来訪する者
6. その他特記事項

令和 年 月 日
上越市地域公共交通活性化協議会 会長 石井 正則

旅客から収受する対価の額

(令和 8 年 4 月 1 日現在)

6

種 類		対価の額	適用方法
普通旅客運賃	均一制	大人 1 乗車 300 円	1. 片道 1 回乗車に適用 2. 校区内の小学校児童及び中学校生徒は、登下校時に限りスクールバス通学証の提示により無賃とする 3. 令和 7 年 4 月 1 日から適用
		中学生及び高校生 1 乗車 200 円	
		小学生 1 乗車 100 円	
		未就学児 無料	
回数旅客運賃	回数乗車券	50 円券 11 枚つづり 1 冊 500 円	1. 回数乗車券を使用する際は、普通旅客運賃の金額を適用 2. 適用路線は、上越市営バスの全路線 3. 令和 7 年 4 月 1 日から適用
		100 円券 11 枚つづり 1 冊 1,000 円	
		150 円券 11 枚つづり 1 冊 1,500 円	
		200 円券 11 枚つづり 1 冊 2,000 円	
		300 円券 11 枚つづり 1 冊 3,000 円	
定期旅客運賃	市営バス学生定期乗車券	大人	1. 対象者は、学校教育法第 1 条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校並びに同法第 1 2 4 条に規定する専修学校並びに同法第 1 3 4 条に規定する各種学校の通学者とする 2. 適用路線は、上越市営バスの全路線 3. 有効期間は、【1 か月定期券】定期券の利用を開始する日から 1 か月 【3 か月定期券】定期券の利用を開始する日から 3 か月 【6 か月定期券】定期券の利用を開始する日から 6 か月 【12 か月定期券】定期券の利用を開始する日から当該年度末まで 4. 市営バス学生定期乗車券は、乗車回数を限定しない。 5. 令和 7 年 4 月 1 日から適用
		1 か月往復定期乗車券 9,720 円 1 か月片道定期乗車券 4,860 円	
		3 か月往復定期乗車券 27,700 円 3 か月片道定期乗車券 13,850 円	
		6 か月往復定期乗車券 52,490 円 6 か月片道定期乗車券 26,250 円	
		12 か月往復定期乗車券 93,310 円 12 か月片道定期乗車券 46,660 円	
		中学生及び高校生	
		1 か月往復定期乗車券 6,480 円 1 か月片道定期乗車券 3,240 円	
		3 か月往復定期乗車券 18,470 円 3 か月片道定期乗車券 9,240 円	
		6 か月往復定期乗車券 34,990 円 6 か月片道定期乗車券 17,500 円	
		12 か月往復定期乗車券 62,210 円 12 か月片道定期乗車券 31,110 円	
		小学生	
		1 か月往復定期乗車券 3,240 円 1 か月片道定期乗車券 1,620 円	
		3 か月往復定期乗車券 9,240 円 3 か月片道定期乗車券 4,620 円	
		6 か月往復定期乗車券 17,500 円 6 か月片道定期乗車券 8,750 円	
		12 か月往復定期乗車券 31,110 円 12 か月片道定期乗車券 15,560 円	
		未就学児 無料	

種 類	対価の額	適用方法
定期旅客運賃	市営バス一般定期乗車券 大人 1 か月往復定期乗車券 11,520 円 1 か月片道定期乗車券 5,760 円 3 か月往復定期乗車券 32,830 円 3 か月片道定期乗車券 16,420 円 6 か月往復定期乗車券 62,210 円 6 か月片道定期乗車券 31,110 円 中学生及び高校生 1 か月往復定期乗車券 7,680 円 1 か月片道定期乗車券 3,840 円 3 か月往復定期乗車券 21,890 円 3 か月片道定期乗車券 10,950 円 6 か月往復定期乗車券 41,470 円 6 か月片道定期乗車券 20,740 円 小学生 1 か月往復定期乗車券 3,840 円 1 か月片道定期乗車券 1,920 円 3 か月往復定期乗車券 10,950 円 3 か月片道定期乗車券 5,480 円 6 か月往復定期乗車券 20,740 円 6 か月片道定期乗車券 10,370 円 未就学児 無料	1. 適用路線は、上越市営バスの全路線 2. 有効期間は、【1 か月定期券】定期券の利用を開始する日から1 か月 【3 か月定期券】定期券の利用を開始する日から3 か月 【6 か月定期券】定期券の利用を開始する日から6 か月 3. 市営バス一般定期乗車券は、乗車回数を限定しない 4. 令和7年4月1日から適用
	市営バス学生乗継定期乗車券 大人 1 か月往復定期乗車券 ～ 9,720 円 1 か月片道定期乗車券 ～ 4,860 円 3 か月往復定期乗車券 ～27,700 円 3 か月片道定期乗車券 ～13,850 円 6 か月往復定期乗車券 ～52,490 円 6 か月片道定期乗車券 ～26,250 円 12 か月往復定期乗車券 ～93,310 円 12 か月片道定期乗車券 ～46,660 円 中学生及び高校生 1 か月往復定期乗車券 ～ 6,480 円 1 か月片道定期乗車券 ～ 3,240 円 3 か月往復定期乗車券 ～18,470 円 3 か月片道定期乗車券 ～ 9,240 円 6 か月往復定期乗車券 ～34,990 円 6 か月片道定期乗車券 ～17,500 円 12 か月往復定期乗車券 ～62,210 円 12 か月片道定期乗車券 ～31,110 円 小学生 1 か月往復定期乗車券 ～ 3,240 円 1 か月片道定期乗車券 ～ 1,620 円 3 か月往復定期乗車券 ～ 9,240 円 3 か月片道定期乗車券 ～ 4,620 円 6 か月往復定期乗車券 ～17,500 円 6 か月片道定期乗車券 ～ 8,750 円 12 か月往復定期乗車券 ～31,110 円 12 か月片道定期乗車券 ～15,560 円 未就学児は無賃	1. 対象者は、学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校並びに同法第124条に規定する専修学校並びに同法第134条に規定する各種学校の通学者とする 2. 次の路線間を乗り継ぐとする場合に適用 (1) 宮口線と宇津俣線 (2) 宮口線と牧区予約型コミュニティバス (ただし牧区予約型コミュニティバスは、田島、昆子入口、下昆子、岩神下、桜滝、上昆子、岩神上、桜滝倉庫前、下湯谷、棚広、棚広上、倉下、原下、原、上牧、上牧上、府殿、小平、高尾、高尾入口、宇津俣、棚広新田又は深山荘停留所で乗降する場合に限る) 3. 有効期間は、【1 か月定期券】定期券の利用を開始する日から1 か月 【3 か月定期券】定期券の利用を開始する日から3 か月 【6 か月定期券】定期券の利用を開始する日から6 か月 【12 か月定期券】定期券の利用を開始する日から当該年度末まで 4. 市営バス学生乗継定期乗車券は、乗車回数を限定しない 5. 令和7年4月1日から適用

種 類	対価の額	適用方法	種 類
	市営バス一般乗継定期乗車券	大人 1 か月往復定期乗車券 ～11,520 円 1 か月片道定期乗車券 ～ 5,760 円 3 か月往復定期乗車券 ～32,830 円 3 か月片道定期乗車券 ～16,420 円 6 か月往復定期乗車券 ～62,210 円 6 か月片道定期乗車券 ～31,110 円 中学生及び高校生 1 か月往復定期乗車券 ～ 7,680 円 1 か月片道定期乗車券 ～ 3,840 円 3 か月往復定期乗車券 ～21,890 円 3 か月片道定期乗車券 ～10,950 円 6 か月往復定期乗車券 ～41,470 円 6 か月片道定期乗車券 ～20,740 円 小学生 1 か月往復定期乗車券 ～ 3,840 円 1 か月片道定期乗車券 ～ 1,920 円 3 か月往復定期乗車券 ～10,950 円 3 か月片道定期乗車券 ～ 5,480 円 6 か月往復定期乗車券 ～20,740 円 6 か月片道定期乗車券 ～10,370 円 未就学児 無料	1. 次の路線間を乗り継ぐとする場合に適用 (1) 宮口線と宇津俣線 (2) 宮口線と牧区予約型コミュニティバス (ただし牧区予約型コミュニティバスは、田島、昆子入口、下昆子、岩神下、桜滝、上昆子、岩神上、桜滝倉庫前、下湯谷、棚広、棚広上、倉下、原下、原、上牧、上牧上、府殿、小平、高尾、高尾入口、宇津俣、棚広新田又は深山荘停留所で乗降する場合に限る) 2. 有効期間は、【1 か月定期券】定期券の利用を開始する日から1 か月 【3 か月定期券】定期券の利用を開始する日から3 か月 【6 か月定期券】定期券の利用を開始する日から6 か月 3. 市営バス一般乗継定期乗車券は、乗車回数を限定しない 4. 令和7年4月1日から適用
	市営バス東飛山線サポーター乗車券	1 世帯 2,800 円	1. 対象者は、市営バス東飛山線サポーター乗車券を購入した世帯員全員 (市営バス東飛山線サポーター乗車券に記載されている世帯員) 2. 適用路線は、東飛山線 3. 有効期間は、市営バス東飛山線サポーター乗車券を購入した日から当該年度末までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 4. 市営バス東飛山線サポーター乗車券は、乗車回数を限定しない 5. 令和7年4月1日から適用

種 類		対価の額	適用方法
旅客運賃の割引	身体障害者割引 知的障害者割引 精神障害者割引 児童福祉法適用者割引	普通旅客運賃の 5 割引 以下の定期旅客運賃の 3 割引 市営バス学生定期乗車券 市営バス一般定期乗車券 市営バス学生乗継定期乗車券 市営バス一般乗継定期乗車券 (割り引いて得た額に 10 円未満の端数がある場合は、その端数を四捨五入する)	1. 対象者は、次の各号のいずれかに該当する者が手帳等を提示又は提出した者及びその介助人又は付添人 (1) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者 (2) 都道府県知事が発行する知的障害者の療育手帳の交付を受けている者 (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 (4) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 12 条の 4 及び第 41 条から第 44 条までに規定する施設の長が発行する運賃割引証を提出する者 2. 他の旅客運賃の割引との併用不可 3. 令和 3 年 4 月 1 日から適用
	乗継割引	普通旅客運賃から 大人並びに中学生及び高校生 1 乗車 100 円引 小学生 1 乗車 50 円引 未就学児 無料	1. 対象者は、バス乗継割引券の発行日当日に当該割引券を提出された者 2. 次の路線間を乗り継ごうとする場合に適用 (1) 宮口線と宇津俣線 (2) 宮口線と牧区予約型コミュニティバス (ただし牧区予約型コミュニティバスは、田島、昆子入口、下昆子、岩神下、桜滝、上昆子、岩神上、桜滝倉庫前、下湯谷、棚広、棚広上、倉下、原下、原、上牧、上牧上、府殿、小平、高尾、高尾入口、宇津俣、棚広新田又は深山荘停留所で乗降する場合に限る) (3) 大池線と南川線 3. 他の旅客運賃の割引との併用不可 4. 令和 7 年 4 月 1 日から適用
	市長が必要と認めるもの	普通旅客運賃に割引率を乗じた額 (割引率は市長が別途定める)	1. 需要を喚起するなど市長が必要と認める場合 2. 他の旅客運賃の割引との併用不可 3. 平成 28 年 4 月 1 日から適用

【定期乗車券の計算方法】

乗車券	券種			計算方法
市営バス学生定期乗車券	大人定期乗車券	往復定期乗車券	1 か月定期乗車券	普通旅客運賃の額に 60 を乗じて得た額からその 4 割 6 分を割り引いた額
			3 か月定期乗車券	1 か月往復定期乗車券による定期旅客運賃の額に 3 を乗じて得た額からその 5 分を割り引いた額
			6 か月定期乗車券	1 か月往復定期乗車券による定期旅客運賃の額に 6 を乗じて得た額からその 1 割を割り引いた額
			12 か月定期乗車券	1 か月往復定期乗車券による定期旅客運賃の額に 12 を乗じて得た額からその 2 割を割り引いた額
		片道定期乗車券		往復定期乗車券による定期旅客運賃の額からその 5 割を割り引いた額
	小児定期乗車券			大人定期乗車券による定期旅客運賃の額からその 5 割を割り引いた額

乗車券	券種			計算方法
市営バス一般定期乗車券	大人定期乗車券	往復定期乗車券	1 か月定期乗車券	普通旅客運賃の額に 60 を乗じて得た額からその 3 割 6 分を割り引いた額
			3 か月定期乗車券	1 か月往復定期乗車券による定期旅客運賃の額に 3 を乗じて得た額からその 5 分を割り引いた額
			6 か月定期乗車券	1 か月往復定期乗車券による定期旅客運賃の額に 6 を乗じて得た額からその 1 割を割り引いた額
		片道定期乗車券		往復定期乗車券による定期旅客運賃の額からその 5 割を割り引いた額
	小児定期乗車券			大人定期乗車券による定期旅客運賃の額からその 5 割を割り引いた額

乗車券	券種			計算方法
市営バス学生乗継定期乗車券	大人定期乗車券	往復定期乗車券	1 か月定期乗車券	「起点となる停留所から終点となる停留所までの定期旅客運賃の額」から「乗継を行う停留所から終点となる停留所までの定期旅客運賃の額」を引いた額 ただし、市営バス学生定期乗車券の 1 か月往復定期乗車券による定期旅客運賃の額を上限とする
			3 か月定期乗車券	1 か月往復定期乗車券による定期旅客運賃の額に 3 を乗じて得た額からその 5 分を割り引いた額
			6 か月定期乗車券	1 か月往復定期乗車券による定期旅客運賃の額に 6 を乗じて得た額からその 1 割を割り引いた額
			12 か月定期乗車券	1 か月往復定期乗車券による定期旅客運賃の額に 12 を乗じて得た額からその 2 割を割り引いた額
		片道定期乗車券		往復定期乗車券による定期旅客運賃の額からその 5 割を割り引いた額
	小児定期乗車券			大人定期乗車券による定期旅客運賃の額からその 5 割を割り引いた額

乗車券	券種			計算方法
市営バス一般乗継定期乗車券	大人定期乗車券	往復定期乗車券	1 か月定期乗車券	「起点となる停留所から終点となる停留所までの定期旅客運賃の額」から「乗継を行う停留所から終点となる停留所までの定期旅客運賃の額」を引いた額 ただし、市営バス一般定期乗車券の 1 か月往復定期乗車券による定期旅客運賃の額を上限とする
			3 か月定期乗車券	1 か月往復定期乗車券による定期旅客運賃の額に 3 を乗じて得た額からその 5 分を割り引いた額
			6 か月定期乗車券	1 か月往復定期乗車券による定期旅客運賃の額に 6 を乗じて得た額からその 1 割を割り引いた額
		片道定期乗車券		往復定期乗車券による定期旅客運賃の額からその 5 割を割り引いた額
	小児定期乗車券			大人定期乗車券による定期旅客運賃の額からその 5 割を割り引いた額

※割り引いて得た額に 10 円未満の端数がある場合は、当該端数を四捨五入する。

※市営バス学生乗継定期乗車券及び市営バス一般乗継定期乗車券における「起点となる停留所から終点となる停留所までの定期旅客運賃の額」及び「乗継を行う停留所から終点となる停留所までの定期旅客運賃の額」は、上越市営バスの運行及び管理に関する要綱別表第 6 及び別表第 7 のとおり計算する。

高校生アンケート設問（案）

問1 あなたの学校名、学年、居住地について教えてください。

（全員回答してください）

※「1.上越市」の方は、区名と町内会名も記入してください。

※（ ）内に記入し、該当する番号に○をつけてください。

学校名	()	学年	() 年生
居住地	1. 上越市 () 区・町内会名 () 2. 妙高市 3. 糸魚川市 4. 柏崎市 5. 十日町市 6. その他 ()		

問2 あなたの通学手段について教えてください。

（登校時、下校時とも、全員回答してください）

問2-1 **登校時**の通学手段について教えてください。

春～秋と、冬（12月～3月）のそれぞれの期間について回答してください。

※該当する番号に○をつけ、必要に応じ（ ）内にも記入してください。

バスと鉄道どちらも利用しない時は、上記以外の欄に、主な通学手段 1 つ に○をつけてください。

鉄道	春～秋	1. 利用する（平日週 () 回程度） 2. 利用しない
	冬	1. 利用する（平日週 () 回程度） 2. 利用しない
バス	春～秋	1. 利用する（平日週 () 回程度） 2. 利用しない
	冬	1. 利用する（平日週 () 回程度） 2. 利用しない
	利用区間	1. 自宅～駅 2. 自宅～学校 3. 駅～学校
上記以外 ※1つに○	春～秋	1. 徒歩 2. 自転車 3. バイク 4. 家族等の送迎 5. スクールバス 6. その他 ()
	冬	1. 徒歩 2. 自転車 3. バイク 4. 家族等の送迎 5. スクールバス 6. その他 ()

問2-2 **下校時**の通学手段について教えてください。

春～秋と、冬（12月～3月）のそれぞれの期間について回答してください。

※該当する番号に○をつけ、必要に応じ（ ）内にも記入してください。

バスと鉄道どちらも利用しない時は、上記以外の欄に、主な通学手段 1つに○をつけてください。

鉄道	春～秋	1. 利用する（平日週 回程度）	2. 利用しない
	冬	1. 利用する（平日週 回程度）	2. 利用しない
バス	春～秋	1. 利用する（平日週 回程度）	2. 利用しない
	冬	1. 利用する（平日週 回程度）	2. 利用しない
	利用区間	1. 自宅～駅 2. 自宅～学校 3. 駅～学校	
上記以外 ※1つに○	春～秋	1. 徒歩 2. 自転車 3. バイク 4. 家族等の送迎 5. スクールバス 6. その他（ ）	
	冬	1. 徒歩 2. 自転車 3. バイク 4. 家族等の送迎 5. スクールバス 6. その他（ ）	

問2-3 （問2-1・問2-2で、バスか鉄道を1つでも「1.利用する」と回答した人のみ）

通学にかかる、鉄道・バスの1か月当たりの交通費はいくらですか。

春～秋の期間と、冬の期間（12月～3月）のそれぞれについて、おおよその金額を（ ）内に記入してください。

※定期券を利用している人は、定期券に記載されている金額の1か月分を記入してください。

(春～秋)	鉄 道	約（ ）円/月	バ ス	約（ ）円/月
(冬)	鉄 道	約（ ）円/月	バ ス	約（ ）円/月

問2-4 自宅から近い最寄りの駅やバス停を教えてください。（全員回答）

※（ ）内に記入してください。分からない方は回答不要です。

最寄り駅	（ ） 駅	最寄りバス停	（ ）バス停
------	----------------------------	--------	-----------------------------

問3 路線バス利用の課題について教えてください。

問3-1 路線バスでの通学について、改善してほしいことや、バスで通学できない理由など、課題を教えてください。（全員回答）

※該当する項目を重要な順に2つ選び、各項目の右側の欄に「○」を付けてください。

（10. の項目を選択した場合は、他の項目の選択は不要です。）

項 目	最も重要	2 番目に重要
1. 家からバス停が遠い、又は近くにバスが通っていない		
2. ダイヤが学校の登校時間に合っていない		
3. ダイヤが学校の下校時間に合っていない		
4. 運賃が高い		
5. 鉄道やバスとの乗継に時間がかかる		
6. 学校までバスに乗っている時間が長い		
7. バス停の待合環境がよいくない		
8. バスのルート、ダイヤ、乗継等が分かりにくい		
9. その他（ ）		
10. 特に改善すべき点はない		

問3-2 問3-1の課題が解決された場合、バスで通学しますか。現在バスで通学している人は、バスでの通学を継続しますか。（全員回答）※該当する番号に○をつけてください。

自宅～駅	1. 利用する	2. 利用しない	3. わからない
自宅～学校	1. 利用する	2. 利用しない	3. わからない
駅～学校	1. 利用する	2. 利用しない	3. わからない

問4 「通学100円バス」の利用について教えてください。

問4-1 高田地区と直江津地区では、朝の時間帯に、高田駅、直江津駅から高校までの間、バスに1乗車100円で乗ることができる「通学100円バス」を運行しています。この「通学100円バス」について知っていますか。(全員回答)
※該当する番号に○をつけてください。

1. 知っている 2. 知らない

問4-2 「通学100円バス」を利用したことがありますか。
※該当する番号に○をつけてください。

1. 利用したことがある ⇒問5へ 2. 利用したことがない ⇒問4-3へ

問4-3 (問4-2で、「通学100円バス」を、「2.利用したことがない」と回答した人のみ)
「通学100円バス」を利用しない理由は何ですか。(全員回答)
※該当する番号に○をつけ、「その他」は()内に記入してください。

1. 乗る必要がない 2. ダイヤが合わない 3. 混雑している
4. バス停が遠い 5. その他 ()

問5 バスの利用促進策について教えてください。

次のバスの利用促進策を知っていますか。また、その利用促進策を通じて、公共交通を利用しましたか。各項目の右側の欄に「○」を付けてください。(全員回答)

項 目 名	使っていた 使っている	知っているが 使っていない	知らない
1. 夏休み「バス乗車体験」キャンペーン (夏休み期間中、中・高校生が市内のバスに1乗車 100 円で乗ることができるキャンペーン)			
2. バスロケーションシステム (路線バスや高速バスの運行状況等を確認できる)			
3. 【バス】市内路線バスのタッチ決済 (頸城自動車の運行路線でデビットカードやプリペイドカード等によるタッチ決済により、運賃の支払いができる)			
4. 【バス】県内高速バスのキャッシュレス決済 (交通系 IC カード等によるタッチ決済により、運賃の支払いができる)			

公共交通(路線バス・電車等)に対するご意見や感じていることをご自由にお書きください。

--

ご協力、ありがとうございました

9/19(土)「バスの日フェスタ2026」ワンコインバス適用路線一覧

□上越市内公共交通総合時刻表「令和8年3月18日発行 保存版」から

※土休日運休路線は除く

時刻表 ページ	路線 番号	路線名	運行区間
20・21	1	上越大通り線(本町)	鶴の浜～直江津港～本町～上越妙高駅前
	2	上越大通り線(西城町)	直江津港～西城病院前～中央病院
	23	上越大通り線(新井)	上越モール前・悠久の里前～中央病院～上越妙高駅前～新井バスターミナル
20・21	3	浜線	鶴の浜～柿崎病院前～柿崎バスターミナル
16	8	佐内・直江津循環線	佐内入口～直江津駅南口～屋台会館前～直江津駅前
18	12	上越病院線	直江津駅前～石橋～上越総合病院
24	5	教育大学線	直江津駅前～教育大学～中央病院・悠久の里前
25	6	富岡線	マルケーバスセンター～直江津駅前～リージョンプラザ～高田駅前
26	7	春日山・佐内線	佐内・直江津駅前～春日山駅前～中央病院・悠久の里前
27	13	春日山駅・アルカディアシャトル便	春日山駅前～アルカディアシティ～上越総合病院
28	10	直江津・浦川原線	マルケーバスセンター～青野十文字～浦川原バスターミナル
29	20・21	南川線	マルケーバスセンター～市村・島田～海洋センター前・頸城中学校前
30・31	30	桑取線	直江津駅前～有間川橋～くわどり湯ったり村
	31	名立線	直江津駅南口～うみてらす名立前～コミュニティプラザ前
	32	能生線	直江津駅南口～うみてらす名立前～能生案内所
	★名1	東飛山線(市営バス)	うみてらす名立前～名立駅前～ろばた館前～東飛山
32・33	41	宮口線	高田駅前～中央病院～上越モール前～子安～柳島～牧小中学校前
35	44	高田・浦川原線	高田駅前～番町～三和区総合事務所前～青野十文字～浦川原バスターミナル
36	46	島田線	高田駅前～大手町十字路～稲増～曾根田
37	47	清里線	高田駅前～長者原～辰尾～清里区総合事務所前
			高田駅前～長者原～松野木西～清里区総合事務所前
			高田駅前～中央病院・上越モール前～辰尾～清里区総合事務所前
			高田駅前～中央病院・上越モール前～松野木西～清里区総合事務所前
38	73	新井・板倉線	けいなん総合病院・新井バスターミナル～板倉コミュニティプラザ前
39	★	板倉区予約型 コミュニティバス	板倉区内の停留所間を自由に運行 ※予約制
40	60	安塚線	うらがわら駅前～虫川大杉駅前～保健センター前
42・43	★	大島区予約型 コミュニティバス	大島区内の停留所間を自由に運行 ※予約制
46	81	吉川西部循環線	吉川区総合事務所前～上下浜駅前～吉川中学校
	82	吉川西部循環線	吉川区総合事務所前～くびき駅前～吉川区総合事務所前
	83	山直海線	柿崎バスターミナル～吉川区総合事務所～村屋・尾神
47	84	泉谷・勝穂循環線	吉川小学校前・吉川区総合事務所前～後生寺東・平等寺～吉川区総合事務所前

(路線バス22路線、市営バス3路線)

バス時刻は、頸城自動車のホームページでも検索できます。

(★印は市営バスの運行路線です。)

市営バス 各路線の評価結果（令和7会計年度 R7.4～R8.3）

区名	路線名	1便当たりの利用者数						(参考) 後期再編計画における 再編の方向性及び実績
		令和7年度			(参考) 令和6年度			
		各路線	区全体	評価	各路線	区全体	評価	
大島区	旭線	1.8	3.8 (▲0.8)	Ⅱ運行形 態の転換 等	1.4	4.6	Ⅱ運行形 態の転換 等	令和6年4月に予約型コ ミュニティバスへ転換済 み。
	菖蒲線	5.9			7.7			
牧区	宇津俣線	3.4	2.3 (▲0.3)	Ⅱ運行形 態の転換 等	3.3	2.6	Ⅱ運行形 態の転換 等	令和4年10月に予約型コ ミュニティバスへ転換済 み。
	高谷・平山線	1.8			1.5			
	坪山線	2.9			2.6			
頸城区	大池線	5.8	5.8 (▲0.3)	Ⅳ現状 維持	6.1	—	Ⅳ現状 維持	現行の運行形態を継続す る。
清里区	櫛池線	0.2	0.2 (▲0.1)	Ⅰ路線廃 止・互助 への転換	0.3	—	Ⅰ路線廃 止・互助 への転換	令和8年3月で路線廃止。 (令和8年4月から、NP0 法人清里まちづくり振興 会が清里区内及びしみず 屋を運行区域とした「く しりんバス」を運行開 始)
名立区	東飛山線	4.6	4.6 (▲0.5)	Ⅱ運行形 態の転換 等	5.1	—	Ⅳ現状 維持	予約型コミュニティバス の導入について議論した 結果、導入を保留するこ ととした。

※大島区及び牧区は、朝と夕方の時間帯に運行している定時便利用のみの数値

＜参考：予約型コミュニティバスの一般利用人数(スクールバス利用を除いた人数)＞

・大島区 R6年度 1,249人 R7年度 1,267人(前年度比+18人)

・牧区 R6年度 1,828人 R7年度 1,498人(前年度比▲330人)

※板倉区は、令和7年4月に予約型コミュニティバスへ運行形態を転換したことから、本評価の対象外

バス待合処 施設一覧【公共施設】(令和8年8月末までに設置を予定する施設を含む)

No.	新規 ／既存	施設名	所在地 (住所)	最寄りバス停	利用可能時間	休館日	場所	受入可能人数
1	既存	上越市雁木通りプラザ	本町3-2-26	本町三丁目	8:30～22:00	第4水曜日 年末年始(12月29日～1月3日)	1階ロビー	5人程度
2	新規	町屋交流館高田小町	本町6-3-4	本町六丁目	9:00～22:00 貸館がない日は下記のと おり 4月～11月…9:00～19:00 12月～3月…9:00～18:00	第4月曜日 年末年始(12月29日～1月3日)	交流サロン ロビー	10人
3	新規	南三世代交流プラザ	南本町3-2-26	南新町入口	9:30～18:00	火曜日(祝日のときはその翌日) および祝日の翌日 年末年始(12月29日～1月3日)	図書コーナー 世代間交流サロン	10人程度
4	新規	市民交流施設 高田城址公 園オーレンプラザ	本城町8-1	高田城址公園	8:30～22:00	毎月第2・第4火曜日 年末年始(12月29日～1月3日)	エントランス ロビー 廊下 図書情報コーナー	65人程度
5	新規	金谷地区公民館	大貫2-17-17	ヨーデル金谷前	8:30～22:00	年末年始(12月29日～1月3日)	ホワイエ	20人程度
6	新規	上越市市民プラザ	土橋2554	市民プラザ前	8:30～22:00	毎月第3水曜日 年末年始(12月29日～1月3日)	ロビー	10人程度
7	既存	上越文化会館	新光町1-9-10	文化会館前	8:30～22:00	第1・第3月曜日 年末年始(12月29日～1月3日)	1階市民サロン	20人程度
8	既存	春日謙信交流館	春日山町3-1-60	春日山駅前	8:30～22:00	年末年始(12月29日～1月3日)	情報コーナー(ロビー)	20人程度
9	既存	上越市役所	木田1-1-3	市役所	8:30～17:15	土・日・祝日 年末年始(12月29日～1月3日)	市民ホール	25人程度
10	既存	直江津屋台会館	西本町4-18-12	屋台会館前	8:30～17:30	月曜日(月曜日が祝日の場合は その翌日)、祝日の翌日 年末年始(12月29日～1月1日)	ロビー	20人程度
11	新規	教育プラザ	下門前1770	教育プラザ前	8:30～22:00	なし	ロビー	15人

No.	新規 ／ 既存	施設名	所在地 (住所)	最寄りバス停	利用可能時間	休館日	場所	受入可能人数
12	既存	リージョンプラザ上越	下門前446-2	リージョンプラザ	9:00～21:00 (12/28及び1/4は9:00～17:00)	月曜日(月曜日祝日の場合は翌日) 年末年始(12月29日～1月3日) ・令和8年9月から令和9年3月までの間、全館休館となります。 ・上記期間は休憩場所の提供はありません。	1階:エントランスロビー 2階:カジュアルロビー	30人程度
13	既存	雪だるま物産館	安塚区樽田140	樽田	9:00～18:00	月曜日(月曜日祝日の場合は翌日) 年末年始(12月29日～1月1日)	店内外休憩コーナー	10人程度
14	既存	安塚コミュニティプラザ	安塚区安塚777	安塚区総合事務所前	(1) 月曜日、木曜日:8:30～17:15 (2) 火曜日、水曜日、金曜日:8:30～22:00 (3) 土曜日、日曜日及び祝日:9:00～17:00	年末年始(12月29日～1月3日)	2階ふれあい広場	15人程度
15	既存	安塚区総合事務所	安塚区安塚722-3	安塚区総合事務所前	8:30～17:15	土・日・祝日 年末年始(12月29日～1月3日)	1階玄関ホール	5人程度
16	既存	浦川原コミュニティプラザ	浦川原区釜淵5	区総合事務所 浦川原区総合事務所前	8:30～22:00	年末年始(12月29日～1月3日)	2階市民サロン	20人程度
17	既存	大島コミュニティプラザ	大島区岡3320-3	総合事務所前	8:30～17:15	土・日・祝日 年末年始(12月29日～1月3日)	1階玄関ホール	10人程度
18	既存	大島就業改善センター	大島区岡3388-1	総合事務所前	8:30～17:15	年末年始(12月29日～1月3日)	1階ロビー	10人程度
19	既存	牧区総合事務所	牧区柳島522	総合事務所前	8:30～17:15	土・日・祝日 年末年始(12月29日～1月3日)	1階執務室の一部	5人程度
20	既存	柿崎コミュニティプラザ	柿崎区柿崎6405	柿崎コミプラ前	8:30～17:15	土・日・祝日 年末年始(12月29日～1月3日)	1階玄関ホール	15人程度
21	既存	大潟コミュニティプラザ	大潟区土底浜1081-1	大潟区総合事務所前	8:30～22:00	年末年始(12月29日～1月3日)	1階インフォメーションコーナー	10人程度
22	既存	頸城コミュニティプラザ	頸城区百間町636	海洋センター前	8:30～22:00	年末年始(12月29日～1月3日)	1階ふれあいサロン	20人程度
23	既存	吉川コミュニティプラザ	吉川区下町1126	吉川区総合事務所前	8:30～22:00	年末年始(12月29日～1月3日)	1階ロビー 2階談話コーナー	30人程度

No.	新規 ／既存	施設名	所在地 (住所)	最寄りバス停	利用可能時間	休館日	場所	受入可能人数
24	既存	板倉コミュニティプラザ	板倉区針722-1	板倉コミュニティプラザ前	8:30～22:00	年末年始(12月29日～1月3日)	ふれあいサロン	20人
25	既存	清里コミュニティプラザ	清里区荒牧18	清里区総合事務所前	8:30～17:40	年末年始(12月29日～1月3日)	2階談話コーナー	20人程度
26	既存	三和コミュニティプラザ	三和区井ノ口444	三和区総合事務所前	8:30～22:00	年末年始(12月29日～1月3日)	1階コミュニティホール	10人程度
27	既存	名立区総合事務所	名立区名立大町365-1	名立区総合事務所前	8:30～17:15	土・日・祝日 年末年始(12月29日～1月3日)	市民ホール、廊下待合所	8人程度
28	既存	名立地区公民館 名立コミュニティプラザ	名立区名立大町200-1	コミュニティプラザ前	8:30～22:00	年末年始(12月29日～1月3日)	市民交流サロン、図書コーナー	20人程度

バス待合処 施設一覧【民間施設】(令和8年8月末までに設置を予定する施設を含む)

No.	新規 ／既存	施設名	所在地 (住所)	最寄りバス停	利用可能時間	休館日	場所	受入可能人数
1	既存	ウエルシア薬局上越本町店	本町4-4-8	本町四丁目	月～金…10:00～14:00 15:00～18:00	土曜日、日曜日、祝日	調剤待合室	2人
2	新規	高田郵便局	大手町3-21	大手町十字路	9:00～16:00	土・日・祝日 年末年始(12月31日～1月3日)	窓口ロビー	5人
3	新規	高田本町一郵便局	本町1-2-12	本町一丁目	9:00～17:00	土・日・祝日 年末年始(12月31日～1月3日)	お客様ロビー	3人
4	新規	高田南本町郵便局	南本町2-6-37	医療センター入口 南本町二丁目	9:00～17:00	土・日・祝日 年末年始(12月31日～1月3日)	お客様ロビー	2人
5	既存	株式会社ナルス 北城店	北城町3-2-1	北城町三丁目	9:00～21:00	なし	カフェコーナー	20人
6	新規	株式会社ナルス 南高田店	上中田2001	上中田ショッピングセンター	9:00～18:00	なし	カフェコーナー	4人
7	新規	諏訪郵便局	上真砂72-5	諏訪局前	9:00～16:00	土・日・祝日 年末年始(12月31日～1月3日)	お客様ロビー	数人程度
8	新規	株式会社ナルス 国府店	国府4-8-3	国府四丁目	9:00～19:00	なし	カフェコーナー	数人
9	新規	イオン 下門前店	下門前1871	下門前中 教育プラザ前	8:00～21:00	なし	イートインコーナー	5人
10	新規	直江津郵便局	中央2-8-14	中央二丁目	9:00～18:00	土・日・祝日 年末年始(12月31日～1月3日)	お客様ロビー	5人
11	新規	黒井郵便局	黒井1888-3.	黒井西	9:00～16:00	土・日・祝日 年末年始(12月31日～1月3日)	お客様ロビー	2人
12	新規	谷浜郵便局	長浜1371-1	谷浜駅前	9:00～17:00	土・日・祝日 年末年始(12月31日～1月3日)	お客様ロビー	2人
13	新規	猪子田郵便局	浦川原区中猪子田1779-2	中猪子田	9:00～12:30 13:30～17:00	土・日・祝日 年末年始(12月31日～1月3日)	お客様ロビー	5人程度
14	新規	旭郵便局	大島区田麦1264-1	旭郵便局	9:00～12:30 13:30～17:00	土・日・祝日 年末年始(12月31日～1月3日)	お客様ロビー	3人
15	新規	大島郵便局	大島区大島1057	大島郵便局	9:00～12:30 13:30～17:00	土・日・祝日 年末年始(12月31日～1月3日)	お客様ロビー	2～3人

No.	新規 ／既存	施設名	所在地 (住所)	最寄りバス停	利用可能時間	休館日	場所	受入可能人数
16	新規	菖蒲郵便局	大島区菖蒲7252-2	菖蒲郵便局	9:00～12:30 13:30～17:00	土・日・祝日 年末年始(12月31日～1月3日)	お客様ロビー	3～4人程度
17	既存	森の駅 大島青空市場	大島区岡403-3	青空市場前	8:45～16:45	1月から3月は毎週水曜日	店内休憩所	3人
18	既存	やまざくら	大島区大平3874-1	やまざくら店	月～金…9:00～12:00 ※職員が2人お店にいる 時間帯のみ	年末年始(12月31日～1月3日)	店舗奥の休憩室	8人
19	新規	犀潟郵便局	大潟区犀潟218-2	犀潟駅入口	9:00～17:00	土・日・祝日 年末年始(12月31日～1月3日)	お客様ロビー	2人
20	新規	国田郵便局	吉川区国田8-2	善徳寺前	9:00～17:00	土・日・祝日 年末年始(12月31日～1月3日)	お客様ロビー	2人
21	新規	中郷郵便局	中郷区坂本103-4	中郷郵便局	9:00～17:00	土・日・祝日 年末年始(12月31日～1月3日)	お客様ロビー	3人
22	新規	美守郵便局	三和区末野1113-1	美守郵便局前	9:00～17:00	土・日・祝日 年末年始(12月31日～1月3日)	お客様ロビー	2人
23	新規	越後森郵便局	名立区森160-1	森	9:00～17:00	土・日・祝日 年末年始(12月31日～1月3日)	お客様ロビー	2人